

# 日本大学薬学部奨学寄付金管理経費基準

〔平成13年3月15日改正〕  
〔平成13年4月1日施行〕  
〔平成29年7月20日改正〕  
〔平成29年4月1日施行〕

(趣 旨)

第1条 本基準は、日本大学薬学部奨学寄付金内規第7条の規定に基づき、管理経費について定める。

(管理経費)

第2条 奨学寄付金から日本大学薬学部へ納付される管理経費は、奨学寄付金の10パーセントに相当する金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、財団等の規程又は寄付者の意思により、管理経費の一部又は全部を免除することができる。

## 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。